

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

弥 富 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は昭和 34 年の伊勢湾台風を契機に土地基盤整備事業や木曾川用水事業等によって整備された農業生産基盤や、名古屋市に近接する恵まれた立地条件等を生かし、稲作を中心とする県下有数の農業地帯として発展してきた。しかし、近年では担い手の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の発生といった問題が懸念されており、これらを踏まえた総合的な対応が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------------|---------------------------------------|
| ① | 別紙地図に記載のとおりとする。 | 法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業 |
| ② | | |
| ③ | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。